

## 会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2021年7月）

日 時： 2021年7月20日（火）、21日（水）、23日（金）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 秋本 祐哉

## IASB 会議（2021年7月）傍聴報告

日時：2021年7月20日（火）、21日（水）、23日（金）

スケジュール：別紙参照

2021年7月20日及び21日に、オンラインにて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。7月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 分類及び測定
- 維持管理及び一貫した適用
- のれんと減損
- IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー
- IFRS タクソノミ
- 開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー
- 基本財務諸表

さらに、IASB と米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は2021年7月23日に合同の教育セッションを開催した。合同の教育セッションでは、以下の項目が議論された。

- サプライヤー・ファイナンス契約
- アジェンダ協議
- のれんと減損

以下は、IASB ボード会議の報告を中心とし、IASB と FASB の合同の教育セッションについては、議論された論点を参考として報告する。

【7月20日（火）】

## IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー — 分類及び測定

### （背景）

IASBは、2020年11月に、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始した。IASBは、IFRS第9号を開発するにあたり、プロジェクトを3つのフェーズ（分類及び測定、減損並びにヘッジ会計）に分けたが、IFRS第9号の適用後レビューも3つのフェーズに分けることを決定している。減損及びヘッジ会計の適用後レビューについては、それぞれの要求事項の適用及び影響に関するより多くの情報が利用可能となってから開始される予定である。

### （今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューの第1フェーズにおけるアウトリーチからのフィードバックについて議論し、それを踏まえて第2フェーズにおいてさらに検討すべき事項を議論した。

### （主な決定事項）

IASBは、第2フェーズにおいてさらに検討すべき事項として、次のことを決定した。IASBは、これらの事項について情報要請を通じて公開協議を行う。

- a. 金融資産についての事業モデルの評価。具体的には、
  - i. 評価を適用する際の判断の使用
  - ii. 事業モデルの変更による金融資産の分類変更
- b. 金融資産についての契約上のキャッシュ・フロー特性の評価。具体的には、
  - i. 市場の発展（サステナビリティ連動要素を伴う金融資産などの新しい商品要素を含む）を考慮した評価の適用
  - ii. 契約上リンクされている金融商品に対する投資についての要求事項
- c. 資本性金融商品について公正価値変動をその他の包括利益に表示する選択肢。具体的には、
  - i. この表示の選択肢がどのくらい広く利用されているか、及びそれが使用されている金融商品の種類
  - ii. この選択肢が企業の投資意思決定及び財務諸表利用者に対する情報の有用

性に与えている影響

- d. 純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債について自己の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動をその他の包括利益に表示すること
- e. 契約上のキャッシュ・フローの条件変更。具体的には、
  - i. 金融資産と金融負債の条件変更についての要求事項の文案作成における相違点
  - ii. どのような場合に条件変更が認識の中止を生じさせるのかの判定
- f. IFRS 第9号への移行。具体的には、
  - i. 設けられた経過的な救済措置の影響
  - ii. 財務諸表作成者のコスト低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との間のバランス

**（今後の予定）**

IASBは、今後の会議で情報要請の公表を承認し、コメント期間を設定する。情報要請は2021年9月末ごろに公表される見込みである。

**維持管理及び一貫した適用**

**特約条項付の債務の流動又は非流動への分類（IAS第1号）**

**（背景）**

IASBは、2020年1月に、「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の修正）」を公表した。当該基準修正は、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を修正し、負債を非流動に分類する要件として、決済を延期する権利が報告期間の末日現在で存在しなければならないことを明確化している。当該基準修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度から適用されることとされていた。

その後、IFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、当該基準修正を特定の事実パターン（財務制限条項など特約条項を満たしているかどうかは報告日後の状況に基づいて判定される場合）においてどのように適用するのかについて非公式の質問を受け、2020年12月に暫定的なアジェンダ決定を行った。

IASBは、2021年6月に、IFRS-ICの報告を受け、企業が特定の状況において債務を流動又は非流動にどのように分類するのかに関して当該基準修正で導入された要求事項を修正すること、及び当該基準修正の発効日を2024年1月1日以降に延期する

ことを暫定的に決定した。

**（今回の会議における主な論点）**

今回の IASB ボード会議では、IAS 第 1 号の修正案の経過措置、早期適用についての要求事項、及びデュー・プロセス（書面投票プロセスの開始の許可を含む）について議論した。

**（主な暫定決定事項）**

**経過措置**

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS 第 8 号」という。）に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 初度適用企業に対する免除は設けない。

**早期適用**

IASB は、企業が修正案を発効日より早く適用することを認めることを暫定的に決定した。

**デュー・プロセス**

IASB は、IAS 第 1 号の修正案の公開草案について 120 日以上のコメント期間を与えることを暫定的に決定した。また、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

**（今後の予定）**

IASB は、公開草案を 2021 年第 4 四半期に公表する計画である。

**サプライヤー・ファイナンス契約**

**（背景）**

IFRS-IC は、サプライヤー・ファイナンス契約（リバース・ファクタリング及び類似した契約など）に関する要望書において、次の質問を受けていた。

- a. 企業は、関連する請求書がリバース・ファクタリング契約の一部である場合に、受け取った財又はサービスに対して支払う負債をどのように表示するか
- b. リバース・ファクタリング契約に関するどのような情報を企業は財務諸表において開示することを要求されるか

2020 年 12 月に IFRS-IC はアジェンダ決定を行ったが、暫定的なアジェンダ決定に

対するフィードバックとして、既存の要求事項を適用して企業が提供する情報だけでは投資家のニーズを満たさないとの意見が聞かれていた。

IASBは、2021年6月に、サプライヤー・ファイナンス契約に関して、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）における、開示要求を修正することを暫定決定した。

**（今回の会議における主な論点）**

今回のIASBボード会議では、IAS第7号及びIFRS第7号の修正案の経過措置、早期適用についての要求事項、及びデュー・プロセス（書面投票プロセスの開始の許可を含む）について議論した。

**（主な暫定決定事項）**

**経過措置**

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案をIAS第8号に従って遡及適用することを企業に要求する。
- b. 初度適用企業に対する免除は設けない。

**早期適用**

IASBは、企業が修正案を発効日より早く適用することを認めることを暫定的に決定した。

**デュー・プロセス**

IASBは、IAS第7号及びIFRS第7号の修正案の公開草案について120日以上のコメント期間を与えることを暫定的に決定した。また、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

**（今後の予定）**

IASBは、公開草案を2021年第4四半期に公表する計画である。

**IFRIC Update**

**（今回の会議における主な論点）**

今回のIASBボード会議では、IASBは、2021年6月のIFRS-IC会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2021年6月のIFRIC Updateにおいて公表された。

**（主な暫定決定事項）**

IASBは、何も決定を求められなかった。

## のれんと減損

### （背景）

IASBは現在、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」を、2020年12月をコメント期限として公表した。

2021年3月から5月のIASBボード会議では、ディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバックの概要が報告された。また2021年6月のIASBボード会議では、5月に説明された今後の再審議の計画に沿って、まずプロジェクトの目的及び範囲に関する再審議が行われ、プロジェクトの目的と範囲を変更しないことが暫定決定された。

### （今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、のれんの事後の会計処理（特に、のれんの償却を再導入すべきかどうか）に関する予備的見解について再審議した。

IASBは、のれんの償却を再導入すべきかどうかに関する再審議の一環として、企業結合に関する開示について及びIAS第36号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善について議論した。

### （主な暫定決定事項）

IASBは、何も決定を求められなかった。

### （今後の予定）

IASBは、今後の会議でディスカッション・ペーパーにおける予備的見解について引き続き再審議を行う予定である。

## 【7月21日（水）】

## IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー

### （背景）

IASBは、2020年12月9日に、情報要請「IFRS第10号『連結財務諸表』、IFRS第11号『共同支配の取決め』及びIFRS第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）を、2021年5月10日をコメント期限として公表した。

**（今回の会議における主な論点）**

今回の IASB ボード会議では、本情報要請に対するフィードバックに関して、次のことについて議論した。

- a. コメントレターからのフィードバック
- b. 2021年1月から5月の間に実施したアウトリーチからのフィードバック
- c. 学術文献レビューへのアップデート

**（主な暫定決定事項）**

IASB は、何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASB は、今後の会議で、適用後レビューの結果として何らかの行動を取るべきかどうかを決定する。IASB は、そうした行動を第3次アジェンダ協議の一環として検討する。

## **IFRS タクソノミ**

**（今回の会議における主な論点）**

今回の IASB ボード会議では、IASB は、次のことについてアップデートを受けた。

- a. 次のものに関する IFRS タクソノミ・アップデート案に対するフィードバック
  - i. 「会計方針の開示」（IAS 第1号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を修正）
  - ii. 「会計上の見積りの定義」（IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正）
- b. 「会計方針の開示」及び「会計上の見積りの定義」についての IFRS タクソノミ・アップデートを最終確定するための今後の手順

**（主な暫定決定事項）**

IASB は、何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASB は、書面投票プロセスを開始し、IFRS タクソノミ 2021—アップデート 1「会計方針の開示及び会計上の見積りの定義」を 2021 年第 4 四半期に公表する予定である。

## **開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー**

**（背景）**

IASB は、2021年3月25日に公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第13号及びIAS 第19号の修正案」（以下「開示原則公開草案」という。）を公表した（コメント提出期限は2021年10月21日）。

開示原則公開草案の公表後、利害関係者からコメント期間の延長を希望する意見が聞かれた。

**（今回の会議における主な論点）**

今回の IASB ボード会議では、開示原則公開草案のコメント期間を延長することについて議論した。

**（主な決定事項）**

IASB は、開示原則公開草案のコメント期間を 210 日から 293 日に延長して、2022 年 1 月 12 日終了とすることを決定した。

## **基本財務諸表**

**（背景）**

IASB は、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「PFS 公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。PFS 公開草案が最終確定される場合には、IAS 第1号を置き換えることになる。

2021年3月から PFS 公開草案における提案の再審議が開始されており、概ねよく受け止められている次の提案については提案した内容で進め、範囲を絞った議論を行う（すべての側面について再審議を行わない。）こととされている。

- a. 純損益計算書における小計及び区分（2021年3月及び5月のIASB ボード会議（検討した論点は3月と5月で異なる））
- b. 経営者業績指標（MPM）（2021年3月及び6月のIASB ボード会議）
- c. 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割（2021年4月のIASB ボード会議）
- d. キャッシュ・フロー計算書の修正（2021年3月のIASB ボード会議） など

また、その他の賛否が分かれている PFS 公開草案の提案については、はじめに検討の方向性を決定したのちに、提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用するこ

ととされている。

**（今回の会議で議論された主な論点）**

今回の IASB ボード会議では、PFS 公開草案における純損益計算書での各区分への分類に関する提案について再審議した。純損益計算書の財務区分における収益及び費用の分類に関する提案については、2021年5月のIASBボード会議の議論を継続している。

**（主な暫定決定事項）**

**純損益計算書の財務区分における収益及び費用の分類**

**（純損益計算書における分類）**

IASB は、次の項目を純損益計算書の財務区分に分類するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての収益及び費用
- b. 他の負債からの特定の収益及び費用

**（資金調達のみを伴う取引）**

IASB は、資金調達のみを伴う取引を次のことを伴う取引として記述するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業が現金、企業自身の資本性金融商品又は金融負債の減額を受け取ること
- b. 企業が現金又は企業自身の資本性金融商品を返還すること

**（主契約である負債と組込デリバティブの混合契約）**

IASB は、主契約である負債と組込デリバティブの混合契約に関して、次のことを暫定的に決定した。

- a. 分離された主契約である負債に関連した収益及び費用を、他の負債に関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。
- b. 分離された組込デリバティブに関連した収益及び費用を、単独のデリバティブに関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。
- c. 分離されていない契約に関連した収益及び費用を、他の負債に関連した収益及び費用と同じ方法で分類することを企業に要求する。

さらに、IASB は、企業が混合契約全体を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定していて、その結果、主契約である金融負債から IFRS 第9号によって分離することが要求されるはずの組込デリバティブを分離していない状況についての開示要

求を開発することを暫定的に決定した。こうした開示要求の目的は、財務諸表利用者に、公正価値オプションの使用が収益及び費用の分類を変更する場合に関する情報を与えることである。

#### （資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債）

IASB は、資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債について、純損益計算書の財務区分に金利費用及び金利変動の影響を分類することを企業に要求することを暫定的に決定した（そうした金額が IFRS 基準の要求事項を適用して識別される場合）。

IASB は、この暫定的な決定は、資金調達のみを伴うものではない取引から生じる、次に該当する負債には適用されないと定めた。これらの特定された負債に関して、IASB は、すべての収益及び費用を純損益計算書の財務区分に分類するアプローチを探求することを決定した。

- a. IFRS 第 9 号の範囲に含まれ、償却原価で測定する混合契約であり、かつ、
- b. 経済的特性及びリスクが主契約の経済的特性及びリスクと密接に関連する組込デリバティブを含んでいる。

#### デリバティブ及びヘッジ手段に係る公正価値利得又は損失の分類

IASB は、企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用してヘッジ手段に指定した金融商品に係る公正価値利得又は損失を、企業が管理しているリスクの影響を受ける純損益計算書の区分に分類する。ただし、そのような分類が公正価値利得又は損失のグロスアップを伴うこととなる場合は除く。そのような場合には、企業はヘッジ手段に係るすべての公正価値利得又は損失を営業区分に分類する。
- b. リスク管理に使用されているデリバティブが IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号を適用してヘッジ手段に指定されていない場合には、公正価値利得又は損失を a の要求事項を適用して分類する。ただし、そのような分類が過大なコストや労力を伴うこととなる場合は除く。過大なコストや労力を伴う場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての公正価値利得又は損失を営業区分に分類する。
- c. リスク管理に使用されていないデリバティブに係る公正価値利得又は損失を、純損益計算書の営業区分に分類する。ただし、デリバティブが財務活動に関連していて、企業の主要な事業活動の過程で使用されていない場合は除く。デリバティブが財務活動に関連していて、企業の主要な事業活動の過程で使用され

ていない場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての公正価値利得又は損失を財務区分に分類する。

### **為替差額の分類**

IASBは、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の第28項及び第30項を適用して純損益計算書に含めた為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目からの収益及び費用と同じ純損益計算書の区分に分類することを企業に要求することを暫定的に決定した。ただし、そのような分類が過大なコストや労力を伴うこととなる場合は除く。過大なコストや労力を伴う場合には、企業は当該項目に係る為替差額を営業区分に分類する。

### **（今後の予定）**

IASBは、今後の会議で本プロジェクトの提案について引き続き再審議を行う予定である。

### **（参考）【7月23日（金）】**

## **IASBとFASBの合同の教育セッション**

### **（今回の会議で議論された主な論点）**

IASBとFASBは、下記に関する教育セッションのために会合した。両ボードは何も決定を求められなかった。

### **サプライヤー・ファイナンス契約**

両ボードは、それぞれ、サプライヤー・ファイナンス契約に関する議論を行っている。FASBのサプライヤー・ファイナンス契約に関するプロジェクトの目的は、仕入債務を伴うサプライヤー・ファイナンス・プログラムの利用に関する透明性を高めるための開示要求を作成することとされている。

両ボードは、それぞれのプロジェクトにおいてこれまでに行われた作業及び最近の暫定決定の概要説明を受けた後、議論した。

### **アジェンダ協議**

両ボードは、それぞれの今後の議題について、利害関係者からフィードバックを求めている<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> IASBは、2021年3月30日に情報要請「第3次アジェンダ協議」を公表した。FASBは、

両ボードは、利害関係者の初期的なフィードバックを含め、議論した。

### **のれんと減損**

両ボードは、企業結合で取得したのれんや無形資産の会計処理及び開示に関するプロジェクトを、それぞれの議題としている。これらのプロジェクトは共同プロジェクトではないが、企業結合に関する会計モデルは概ね整合していることから、両ボードは、相互の作業を注視している。

両ボードは、主に次のことを議論した。

- a. 両者のプロジェクトの目的と範囲
- b. FASB のコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」及び IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に寄せられたフィードバックの類似点と相違点
- c. FASB がこれまでに寄せられたフィードバックに基づいて下した暫定決定

---

2021年6月24日にコメント募集「アジェンダ協議」を公表した。

## 別紙1 スケジュール

### 7月20日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:30	IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3） （予定 90分→88分）
10:30-11:00	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 30分→36分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45, 13:15-14:15	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 150分→148分）

### 7月21日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:30	IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7） （予定 90分→88分）
10:30-10:45	休憩
10:45-11:00	IFRS タクソノミ（アジェンダ・ペーパー25） （予定 15分→2分）
11:00-11:30	開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11） （予定 30分→25分）
11:30-12:30, 13:00-14:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 150分→156分）

### （参考）7月23日（金） FASB との合同協議

時間（予定）	アジェンダ項目
12:10-12:55	サプライヤー・ファイナンス契約（アジェンダ・ペーパー27） （予定 45分→50分）
12:55-13:55	アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24） （予定 60分→56分）
13:55-14:10	休憩

時間（予定）	アジェンダ項目
14:10-16:10	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120 分→105 分）

以 上

2021年5月10日

国際会計基準審議会 御中

**情報要請 適用後レビュー：IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の回答**

企業会計基準委員会（以下「当委員会」又は「我々」という。）は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに係る情報要請（以下「情報要請」という。）に対して回答を提供する機会を得たことを歓迎する。本レターは、当委員会事務局が、我々の法域の市場関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックに基づくものであり、情報要請に記載の各質問に対しての当委員会の見解のみを述べるものではない旨をあらかじめ申し添える。

**（アウトリーチの概要）**

当委員会事務局は IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用についての経験に関する個別のフィードバックを得るために、我々の法域の市場関係者に対して個別にアウトリーチを行った。具体的には、当委員会事務局は 3 名の財務諸表利用者（以下「利用者」という。）、8 社の財務諸表作成者（以下「作成者」という。）、及び監査人（日本公認会計士協会：以下「監査人」という。）に対して、情報要請の質問事項をもとに市場関係者ごとに修正した質問書を利用して、個別のヒアリング又は書面によるアウトリーチを実施した。また、当委員会及び関連する委員会（いずれもメンバーには、利用者、作成者、監査人、学識経験者を含む）においても当該フィードバックに関する議論を行った。

**（アウトリーチを通じて得られた主なフィードバック）**

当委員会事務局によるアウトリーチにおいて受取った主要なメッセージは、以下のとおりである。

**(1) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」**

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、全体として支配の評価について、現在の IFRS 第 10 号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

それに対して、支配の喪失を生じさせる取引及び段階取得において、保持している持分又は既存の持分を公正価値で測定することが目的適合性のある情報を提供するかどうかについては、複数の利用者が取引の経済的実態と乖離していると述べている。作成者においては、子会社と関連会社に対する関与等の観点の違いにより、次のような異なる意見が聞かれた。

- 関連会社に対する投資と子会社に対する投資は、単に価値の増加を期待して保有する投資（金融投資）ではなく、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と、関与からの成果の獲得を目的として保有する投資（事業投資）である。支配を喪失して子会社が関連会社になったとしても、投資の性質は異ならないため、投資の性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性のある情報を提供しない。
- 関連会社への関与と子会社への関与は異なっており、支配を喪失して関与が変化した場合には、保有持分を再測定することにより目的適合性のある情報を提供する。

いずれの見解の作成者も、再測定による損益は、一過性の損益として通常の損益とは区分して扱っていると述べている。

詳細は本コメント・レターの第 2 項から第 23 項を参照していただきたい。

## (2) IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、共同支配の取決めの分類や共同支配事業の会計処理について、全体として現在の IFRS 第 11 号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

詳細は本コメント・レターの第 24 項から第 28 項を参照していただきたい。

## (3) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

アウトリーチを行った利用者からは、現行の開示要求に追加して、持分法適用会社からの受取配当金総額などの情報を要望する意見が聞かれた。

一方、アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、現行の開示要求に関して、非連結の組成された企業への関与に関する開示などにおいて、コストに比して情報の有用性については疑問があるという意見が聞かれた。

詳細は本コメント・レターの第 29 項から第 36 項を参照していただきたい。

#### (4) 持分法会計

持分法会計については今回の情報要請の対象に含まれていないことは承知している。しかし、情報要請の対象である IFRS 第 11 号に従って投資先が共同支配企業に分類された場合には持分法が適用されることから、持分法会計についての見解も入手した。

我々がアウトリーチを行った多くの利害関係者は、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技法かという概念的な基礎を提供していないために、現行のガイダンスにおいて解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があることを強調した。そのような実務上の論点には、持分法投資における減損会計の論点が含まれる。

我々は、多くの関係者が、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないことから、持分法会計の根本的な見直しが必要とは考えていない。また、持分法会計を単に一行連結であるとも、単に測定技法であるとも考えていない。むしろ、持分法会計は両方の側面を有しているにもかかわらず、どのような場合にどちらの側面を重視すべきかが明らかでないために、多くの実務上の論点が生じていると考えている。したがって、どのような場合にそれぞれの側面を重視すべきかを明らかにすることにより、すべてではないにしても、多くの実務上の個別の論点に対処することが可能であると考えている。

このような概念的な議論を IASB が行わないまま、個別の対応を行うことに対しては、我が国の関係者から懸念が聞かれている。その例の一つとして、IASB が公開草案「全般的な表示及び開示」において「不可分の関連会社及び共同支配企業」と「不可分でない関連会社及び共同支配企業」に関連する損益を区分して表示することを提案したことが挙げられる。

我々は、IASB が持分法会計の主な定めを維持すべきであると考えている。同時に、我々は、我が国の関係者によって識別された減損会計のような実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに取り組むべきと考える。

詳細は本コメント・レターの第 37 項から第 44 項を参照していただきたい。

なお、監査人へのヒアリングにおいても様々な経験に関する有用な情報が提供されたが、作成者の観点と同様のコメントについては、重複を避けるため監査人のコメントとしては含めていない。

当委員会は、我々のフィードバックが、IASB にとって、グループ会計に関する IFRS

基準書が効果的かつ効率的に適用されているかを評価し、IFRS 基準書に基づいて作成された財務情報の質を向上させるためにどのような変更が有用なのかを検討するにあたっての一助になることを願っている。何かご質問がある場合は、連絡していただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

## 情報要請の個別の質問に対する回答

### コメント提出者に関する情報

#### 質問 1 コメント提出者の背景

利害関係者の各グループが類似した見解を有しているのかどうかを理解するため、当審議会は次のことを知りたいと考えている。

- (a) 財務報告に関する回答者の主要な役割。回答者は、財務諸表の利用者又は作成者、監査人、規制当局者、研究者のいずれか。会計専門家の団体を代表しているか。財務諸表利用者である場合、どのような種類の利用者か。例えば、バイサイドのアナリスト、セルサイドのアナリスト、信用格付アナリスト、債権者又は融資者、あるいは資産管理者又はポートフォリオ管理者か。
- (b) 回答者の主要な法域及び業種。例えば、財務諸表利用者である場合、フォロー又は投資している地域はどこか。質問 2 から 10 に対する回答が回答者の主要な法域及び業種と関連がないかどうかを記載のこと。

1. 上記の質問に対する我々の回答は以下のとおりである。

(a) : 会計基準設定主体（ただし、カバーレターに記載のように、当レターは、当委員会事務局が我々の法域の市場関係者に対して実施したアウトリーチにおいて受けたフィードバックを含んでおり、当委員会の見解のみを伝えるものではないことには留意いただきたい）。

(b) : 日本

当委員会事務局が本コメント・レターの作成にあたり個別にアウトリーチを実施した先は、以下の表のとおりである。

対象者	団体数又は人数
利用者	3名
作成者	8社
監査人	1団体

- 3名の利用者は、2名のセルサイドのアナリスト及び1名の信用格付アナリストで構成される。すべての利用者が、IFRS 基準に基づく財務諸表を分析に利用している。

- 8社の作成者は、IFRS基準を適用する商社、化学、通信業界及び金融機関である。
- 我々が聴取した監査人は、日本の監査人の団体である日本公認会計士協会（JICPA）を代表したメンバーである。

## IFRS 第10号「連結財務諸表」

### 質問2(a) 関連性のある活動

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第10号の第10項から第14項及びB11項からB13項の適用により、どの程度まで、投資者が投資先の関連性のある活動を識別することが可能になっているか。
- (ii) 投資先の関連性のある活動を識別することが困難を生じさせる状況はあるか。また、そのような状況はどの程度の頻度で生じるか。その場合、他のどのような要因が関連性のある活動の識別に関連性があるか。

### (関連性のある活動の識別について)

- 複数の作成者から、連結すべきか否かの判断において、関連性のある活動を識別することは問題となっていない、又は、そのような状況は稀であるとするコメントが聞かれている。
- また、ある作成者及び監査人から、関連性のある活動の識別について、次のような場合に困難となることがあるが、基準書の修正を求めるほどのものではないとするコメントが聞かれている。
  - 関連性のある活動が複数ある場合
  - 特別目的事業体が満期保有目的の公社債のみを保有する場合
  - 支配又は共同支配の判断において、異なる当事者が異なる活動を関連性のある活動として識別する場合
- 一方、他の複数の作成者からは、次のような設例の追加及び現行の設例の改善についてのコメントが聞かれている。
  - (a) 関連性のある活動が存在しないと考えられる場合（インデックス連動のフ

アンド及び自動操縦の SPE) 及び(b) スキーム全体のリターンに比して限定的なリターンにのみ影響を及ぼす活動を関連性のある活動として識別する場合に、関連性のある活動を識別することが困難となる場合があり、設例の追加を要望する。

- (2) 複数の活動（事業計画の承認、配当の承認、又は投融資の承認）が存在する場合に、どの活動が投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼすかについての判断は難しいため、どのように判断するかを示した設例の追加を要望する。また、現行の設例にもどのように判断するかを示す改善を要望する。

#### 質問 2(b) 投資者にパワーを与える権利

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B26 項から B33 項の適用により、どの程度まで、投資者の権利が防御的であるかどうかを決定することが可能になっているか。
- (ii) IFRS 第 10 号の B22 項から B24 項の適用により、どの程度まで、投資者の権利（潜在的な議決権を含む）が実質的であるかどうか、又は実質的ではなくなったかどうかを決定することが可能になっているか。

#### （投資者の権利が防御的であるか実質的であるかの判断）

5. 投資者の権利が防御的であるか実質的であるかの判断について、作成者から次の意見が聞かれた。
- (1) 防御的な権利自体が限定的な状況でしか生じないため、議論になることはほとんどない。IFRS 第 10 号のガイダンスは権利が実質的かどうかを評価するための指針となっている。
- (2) IFRS 第 10 号 B26 項の防御的な権利の評価における「投資先の活動の根本的な変更」の意味が不明瞭であるため、各投資者で判断にばらつきが生じている可能性があるが、投資者の利益保護に資する権利を防御的な権利と整理している。

質問 2(c) 議決権の過半数を伴わない支配

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B41 項から B46 項を他の株式保有が分散している状況に適用することにより、どの程度まで、議決権の過半数を保有していない投資者が投資先の関連性のある活動を指図する実質上の能力を取得（又は喪失）したのかどうかの適切な評価を行うことが可能になっているか。
- (ii) 質問 2(c) (i) に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻度で生じるか。
- (iii) その評価を行うために必要となる情報の入手のコストは重大か。

6. 作成者から、議決権の過半数を保有していない場合の支配の評価について、次のコメントが聞かれている。
- (1) 他の株式保有が広く分散している状況において、株主総会における議決権行使比率を参照し、実質的に支配権を有しているか否かの判定を行うことはあるが、投資先に対するパワーの評価について問題になることはない。
  - (2) IFRS 第 10 号 B42 項(a) から(c)に記載された要因及び設例だけでは、具体的な評価の指針が不明確であり、判断にばらつきが生じ得る。例えば、他の議決権保有者がどのくらい分散していればパワーを有していると判定するのに十分か、また、どの時点又は期間の過去の投票パターンを見るのかなどが不明確である。
  - (3) 再検討の要求事項におけるモニタリングは、投資ごとに相対的な規模についての評価を実施する必要があり、相当にコストを要している。

質問 3(a) 本人と代理人

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B60 項及び IFRS 第 10 号の B62 項から B72 項の適用指針の適用により、どの程度まで、意思決定者が本人か代理人かを投資者が判定することが可能になっているか。

(ii) 代理人関係を識別することが困難である状況があるか。その場合の困難を記述ください。

(iii) そうした状況はどのくらいの頻度で生じるか。

7. 複数の作成者から、本人か代理人かは問題となっていない、又は、そのような状況は稀であるとの意見が聞かれた。一方で、ある作成者からは、次のコメントが聞かれている。

(1) ファンドのアセットマネージャーと出資者が同一の事業体に属し、リターンの規模では意思決定者が本人と判断される一方、他の当事者が持分に依拠してアセットマネージャーの解任権を有する場合、IFRS 第 10 号 B65 項のみでは、リターンの規模による判断と解任権による判断のどちらを優先させるべきかが基準上明確ではない。

(2) アセットマネージャーとしての定額報酬や業績報酬は、経済的関与に占める割合が変動するため、本人か代理人かの判定において考慮することが困難である。

#### 質問 3(b) 契約以外による代理人関係

回答者の経験において、

(i) IFRS 第 10 号の B73 項から B75 項の適用により、どの程度まで、他の当事者が事実上の代理人として行動していることにより（すなわち、当事者間の契約上の取決めがない場合に）支配が存在しているのかどうかを投資者が評価することが可能になっているか。

(ii) (i) に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻度で生じるか。

(iii) そのような必要性を生じさせる状況を記述ください。

8. 作成者からは、事実上の代理人の判定に基づく支配の評価について、特段意見は聞かれていない。

9. 監査人からは、IFRS 第 10 号 B75 項は事実上の代理人に該当する可能性のある当事者の例を示しているが、IFRS 第 10 号 B73 項及び B74 項においてもどのような場合に事実上の代理人に該当するかを判断するための原則的な考え方が示されておらず、ガイダンスも他の論点と比べて不足している。原則的な考え方と具体的なガイ

ダンスの追加が実務上のばらつきを減少させるのではないかという意見が聞かれた。

#### 質問 4(a) 投資企業の識別のための要件

回答者の経験において、

- (i) 投資企業の定義（IFRS 第 10 号の第 27 項）及び典型的な特徴の記述（IFRS 第 10 号の第 28 項）の適用は、どの程度まで、一貫した結果をもたらしているか。一貫しない結果が生じているのを確認している場合には、そうした結果を記述し、それらが生じる状況をご説明ください。
- (ii) 定義及び典型的な特徴の記述は、どの程度まで、企業の性質を目的適合性のある又は忠実な方法で表現できない分類結果を生じさせているか。例えば、定義及び典型的な特徴の記述は、投資企業の範疇に、除外すべき（又は含めるべき）である企業を含めて（又は除外して）いるか。回答の理由をご記載ください。

10. 投資企業の識別の要件について、特段意見は聞かれていない。

#### 質問 4(b) 投資企業である子会社

回答者の経験において、

- (i) 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することが、情報の喪失を生じさせる状況はあるか。その場合、失われる有用な情報の詳細を示し、当該情報が有用であると考え理由をご説明ください。
- (ii) IFRS 第 10 号の第 32 項における要件以外に、投資企業についての連結除外の適用の範囲に関連性のある可能性のある要件があるか。

11. 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することの情報の有用性について、特段意見は聞かれていない。しかし、投資企業でない親会社が投資企業である子会社を有する場合について、ある利用者及びある作成者から、次の基準修正に関するコメントが聞かれている。

- (1) 投資企業ではない親会社の下に連結子会社である投資企業があり、その投資企業を通じて子会社（孫会社）を有している場合、当該孫会社への投資が、売買を目的として保有されているのであれば、当該孫会社を連結するのではなく、公正価値評価が経済的実態を反映すると考える。
- (2) 投資企業である子会社がキャピタルゲインを得ることを目的として製造業の企業に投資を行い、当該投資先が子会社の子会社（孫会社）に該当する場合、投資企業でない親会社の連結財務諸表において、あたかも親会社が製造業を運営しているかのように表示されるため、誤解を生じさせるおそれがある。そのため、投資企業である子会社による公正価値測定を維持しない定めは情報の有用性を喪失させており、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」におけるベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に対する持分法適用の免除と同様に、IFRS 第 9 号「金融商品」に従った会計処理の選択適用が検討されることを要望する。

#### 質問 5(a) 投資者と投資先との関係の変化

回答者の経験において、

- (i) 次のような取引、事象又は状況は、どのくらいの頻度で生じるか。
- (a) 投資者と投資先との関係を変化させ（例えば、親会社であることから共同支配事業者であることへの変化）、かつ、
- (b) IFRS 基準で扱われていない。
- (ii) 投資者と投資先との関係を変化させるこれらの取引、事象又は状況を、企業はどのように会計処理しているか。
- (iii) 支配の喪失を生じさせる取引、事象又は状況において、保持している持分を公正価値で再測定することは、目的適合性のある情報を提供するか。そうでない場合、その理由、関連性のある取引、事象又は状況を記述されたい。

#### (IFRS 基準書で扱われていない投資者と投資先との関係を変化させる取引)

12. 作成者から次の意見が聞かれた。

- (1) IFRS 基準書で扱われていない投資者と投資先との関係を変化される取引は特

に生じていない。

(2) 親会社から共同支配事業者に変化した場合の会計処理は、IFRS 基準書で扱われていないが、この場合、保持している持分を公正価値で再測定すると考えられる。

(3) 高頻度ではないものの、親会社と共同支配事業者の間での変更、共同支配事業者と共同支配事業への参加者の間での変更等、IFRS 基準書で扱われていない取引が生じている。

(4) 親会社と共同支配事業者の間での変更は、事業を構成する場合は再測定を行い、事業を構成しない場合は再測定を行わない。また、共同支配事業者と共同支配事業への参加者の間での変更は再測定を行わない。再測定が投資先が事業を構成するかどうかも含めて IFRS 基準書において体系的に会計上の要求事項を開発することが望ましい。

13. 監査人からは、持分法適用会社との取引の結果として、事業を含んでいない子会社に対する支配を喪失する場合の会計処理を定める「投資者とその関連会社及び共同支配企業との間の資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）については、発効日が決まっていない状況であり、この基準修正の位置付けを再度検討すべきであるとする意見が聞かれた。

**(支配喪失時に保持する持分から生じる損益、段階取得時に従来保有していた持分から生じる損益の情報の有用性)**

14. ある利用者は、支配の獲得により経営に対する関与度合いが変更となるため公正価値での評価に違和感はないが、公正価値算定の仮定が開示されない限り、情報は有用ではないと述べた。

15. 他の複数の利用者からは、公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供しないという、次のコメントが聞かれている。

(1) すべての持分を公正価値で売却し、持分を再取得したかのような取引の擬制は、実際の経済活動と乖離している。投資家の認識と整合していない取引の擬制により、純損益の情報の有用性を低下させていると考える。

(2) 取得企業が段階取得により支配の取得に要する投資額は、支出累計額であると投資家は理解している。現行の会計上の要求事項は、支配獲得時に既存の持分を再測定する。再測定から利得が計上され、のれんが認識される場合、支配を獲得するために要する投資の額は実際に投資していない額を含むため、将来の

業績予測に寄与する情報とは考えておらず、分析に有用ではない。

- (3) 支配喪失時の残存持分に対して、IFRS 第 9 号に従って公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する選択を行う場合でも、支配喪失時に当該持分を公正価値に再評価することにより生じる評価損益がその他の包括利益でなく純損益に計上されることとなる。
16. 一方、支配喪失時に保持する持分を公正価値で再測定することによる情報の有用性について、子会社及び関連会社への関与の観点が作成者によって異なることにより、作成者の見解は異なっていた。また、今回の情報要請の対象ではないが、IFRS 第 3 号における段階取得時に保有する持分についても同様に、作成者の見解が異なっていた。
  17. 公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供しないとコメントした作成者の見解は次のとおりであった。
    - (1) 関連会社へ重要な影響力を行使する投資と子会社に対する支配による投資は、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と、関与からの成果の獲得を目的として持分を保有するという点において、投資の性格は異なる。支配を喪失して子会社が関連会社になったとしても、投資の性質は変化しないため、投資の性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性のある情報を提供しない。
    - (2) 支配喪失後も引き続き持分法適用の関連会社として重要な影響力を継続的に保持し、売却の意図もない場合、再測定による利得が会社のパフォーマンスを表しているとは言い難く、また、企業の本来的業績の表示の妨げになると考えられる。関連会社から子会社になる段階取得時に、従来保持していた持分を公正価値により再測定することも、同様の理由から、目的適合性のある情報を提供しないと思われる。
    - (3) 再測定により評価益を認識した結果、持分法投資の帳簿価額が大きくなり、支配喪失後において、意図せず減損リスクを抱えることになり、経済的実質を表す持分法投資損益を表象することができない。
    - (4) 継続保有持分の適切な公正価値評価が困難である。
  18. 公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供するとコメントした作成者の見解は次のとおりであった。
    - (1) 関連会社への関与と子会社への関与は異なる。子会社の支配株主として一体経営することと、重要な影響力の行使により企業グループのビジネスに寄与させ

るように経営することには違いがあると考えている。

(2) そのため、関連会社への関与が子会社への関与に変更した際に、それまでの関与による投資の成果を公正価値の再測定により定量的に確認することには一定の意味があるものとする。

(3) また、従来の持分を公正価値で売却したうえで再取得したとみなす考え方に、違和感はない。

(4) 段階取得において、持分の再測定を行わないとすると、被取得企業を一段階で取得した場合と、複数段階で取得した場合とで取得の経済的効果（すなわち、支配を獲得すること）は同様と考えられるにもかかわらず、異なる会計処理となり財務諸表利用者に誤解を生じさせることになるものとする。

19. いずれの見解の作成者も、再測定による損益は、一過性の損益として通常の損益とは区分して扱っていると述べている。

#### 質問 5(b) 事業を構成しない子会社の部分的な取得

回答者の経験において、

(i) 企業は、投資者が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成しない子会社に対する支配を取得する取引をどのように会計処理しているか。投資者は、親会社に帰属しない持分について非支配持分を認識しているか。

(ii) これらの取引はどのくらいの頻度で生じるか。

#### (事業を構成しない子会社の部分的な取得)

20. ある作成者から、事業を構成しない子会社に対する支配を取得する取引は稀にしか生じないが、生じる場合には非支配持分を認識しているという意見が聞かれた。

21. また、別の作成者からは、事業を構成しない子会社に対する支配を取得する取引において非支配持分を認識しているが、事業を構成する子会社と事業を構成しない子会社に対して同様の会計処理を求めることが目的適合的かは再考の余地があるという意見が聞かれた。

#### (単一の資産を有する企業の会計処理)

22. 単一の資産を有する企業の会計処理について、ある作成者から、次の意見が聞かれ

た。

- (1) 取引の頻度は高くないものの、信託を通じて不動産を保有する場合があります、当該信託について IFRS 第 10 号が適用される場合、第三者に一部売却し、売却後も支配を維持する場合には、対価と帳簿価額との差額は純損益でなく資本を通じて認識される。この会計処理は、不動産の一部売却という経済実態を表さず、IFRS 第 10 号の適用範囲が取引の形式に偏りすぎていることを示唆する。

23. 監査人からは次の意見が聞かれた。

- (1) 子会社が保有する資産を親会社が直接保有する資産として会計処理をするのか、それとも IFRS 第 10 号における子会社となる事業体として会計処理をするのか、IFRS 基準において体系的に定められていない。そのため、実務において多くの文脈で議論になる（例えば、変動対価の測定や、支配の喪失を伴わない持分の一部売却）。IFRS 基準を構成しないアジェンダ決定でガイダンスを示すのみではなく、IFRS 基準においてガイダンスを示す必要があるのではないか。

## IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

### 質問 6 IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め

回答者の経験において、

- (a) 取決めの当事者が共同支配を有していないために IFRS 第 11 号の「共同支配の取決め」の定義を満たさない協力の取決めは、どのくらい普及しているか。こうした協力の取決めの特徴の記述を、別個の法的ビークルを通じて組成されているかどうかを含めて、示されたい。
- (b) IFRS 基準を適用する企業は、そのような協力の取決めをどのように会計処理しているか。その会計処理は当該取決めの忠実な表現であるか、また、その理由は何か。

24. 作成者から、IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決めについて、次のコメントが聞かれている。

- (1) 一般的な業務提携といった第三者との取決めはあるが、情報交換や商流への関与やシナジーの追求を目的としたものである。しかし、これらの取決めにおいて特別な会計処理は行っていない。

(2) 共同支配ではない取決めとして、法人格のないビークルを通じて資産に対して共同で権利を有し、負債に対して共同で義務を有していると考えられるケースはあり、その場合、IFRS 第 11 号における共同支配事業の会計処理を類推適用し、持分に応じて資産及び負債を認識している。

25. 一方、一部の作成者から共同支配事業の適用範囲について、次の意見が聞かれている。

(1) 共同支配事業の適用範囲の判断について、投資が直接行われるかエンティティを経由するかによって変わり得る点に問題意識がある。

(2) 共同支配事業の適用範囲の判断について、投資の法的形態や明示的な共同支配の取決めの存在に依存しすぎている懸念がある。

#### 質問 7 共同支配の取決めの分類

回答者の経験において、

(a) 共同支配の取決めの当事者は、どのくらいの頻度で、法的形態及び契約上の取決めを考慮した後に、共同支配の取決めの分類を決定するために他の事実及び状況を考慮することが必要となるか。

(b) IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項の適用により、どの程度まで、投資者が共同支配の取決めの分類を「他の事実及び状況」に基づいて決定することが可能となっているか。IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項に含まれていない他の要因で、分類に関連性がある可能性のある要因があるか。

26. 共同支配の取決めの分類について、ある作成者からは、IFRS 第 11 号における「他の事実及び状況」のガイダンスは有用ではあるが、特定のケースを想定しているためその程度は限定的であるという意見が聞かれた。その作成者も含め、意見聴取した作成者からは IFRS 基準書の修正が必要な問題は聞かれていない。

#### 質問 8 共同支配事業の会計処理の要求事項

回答者の経験において、

- (a) IFRS 第 11 号の要求事項の適用により、どの程度まで、共同支配事業者が資産、負債、収益及び費用を目的適合性のある忠実な方法で報告することが可能となっているか。
- (b) 共同支配事業者がそのような報告を行えない状況はあるか。その場合、こうした状況を記述し、当該報告が共同支配事業者の資産、負債、収益及び費用の目的適合性のある忠実な表現とならない理由を説明されたい。

- 27. 複数の作成者から、共同支配事業の会計処理に問題は識別されていないとするコメントが聞かれている。
- 28. 監査人からは、アジェンダ決定により、多くの実務上の論点に関するガイダンスが示されているが、アジェンダ決定ではなく、IFRS 基準においてガイダンスを示すべきではないかとする意見が聞かれている。

#### IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

#### 質問 9 他の企業への関与の開示

回答者の経験において、

- (a) どの程度まで、IFRS 第 12 号の開示要求（特に、IFRS 第 12 号によって導入された新たな要求事項（例えば、重要性がある共同支配企業又は関連会社のそれぞれについての要約情報に関する要求事項））は、企業が IFRS 第 12 号の目的を満たすのを助けているか。
- (b) IFRS 第 12 号の開示要求は、大量の詳細情報を含めること又は異なる特徴を有する項目の集約のいずれかによって有用な情報が覆い隠されないように、IFRS 第 12 号の目的を満たすために必要な詳細さのレベルを企業が決定するのに役立っているか。
- (c) IFRS 第 12 号で要求されていないどのような追加的な情報（もしあれば）が、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用となるか。そのような情報がある場合には、その理由は何か、また、どのように利用されるか。そうした情報をどのように開示でき

るのかについての提案を示されたい。

- (d) IFRS 第 12 号は、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用ではない情報の提供を要求しているか。その場合、不要と考える情報、それが不要である理由、及び IFRS 第 12 号のどのような要求事項がこの情報の提供を生じさせているのかを明示されたい。

#### **(重要な非支配持分がある子会社に関する開示)**

29. 利用者から、重要な非支配持分がある子会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

- (1) 重要な非支配持分がある子会社については、グループ外部に流出している配当に関する情報を提供しているという点において、現在の開示は有用である。しかし、非支配持分に帰属するキャッシュ・フローを控除して分析する必要がある、キャッシュ・フローの詳細情報が必要である。
- (2) 当該開示は作成者が重要であると判断した情報のみが開示されるため、重要性の判断基準に関する開示を要求することが有用である。

30. 作成者からは、重要な非支配持分がある子会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

- (1) 当該情報が財務諸表利用者によってどのように利用されているか理解しておらず、情報の有用性については疑問がある。

#### **(関連会社及び共同支配企業に関する開示)**

31. ある利用者から、関連会社及び共同支配企業に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

- (1) すべての持分法投資からのキャッシュ貢献度を分析するため、企業にとって重要性のある共同支配企業及び関連会社からの受取配当金の開示（IFRS 第 12 号 B12 項(a)）だけでなく、持分法適用会社からの受取配当金総額の開示が必要である。

32. 作成者から、重要性のある共同支配企業及び関連会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

- (1) 重要性のある関連会社及び共同支配企業に関する開示について、投資家等の財務諸表利用者と議論がされたことはない。しかし、重要性の閾値をどこに置く

かという判断のコストが生じており、そのようなコストに比して情報の有用性については疑問がある。

(2) 投資先が上場企業であることにより開示に関して IFRS 解釈指針委員会の 2015 年 1 月のアジェンダ決定で取り上げられている規制上の制約がある場合、また、開示について他のパートナーの了承が得られない場合には、開示される情報とその有用性が限定的である。

33. また、複数の作成者から、重要性がない関連会社及び共同支配企業に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

(1) 個々には重要性がないと判断された、関連会社及び共同支配企業に対する持分の帳簿価額を合算した総額開示、及び当該総額を関連会社と共同支配企業に分けた開示に重要な情報価値はない。

#### **(非連結の組成された企業への関与に関する開示)**

34. 一部の作成者から、非連結の組成された企業への関与に関する開示について、次のコメントが聞かれている。

(1) IFRS 基準書における「組成された企業」、「最大エクスポージャー」（IFRS 第 12 号第 29 項）、「スポンサー」（IFRS 第 12 号第 27 項）の定義が明確ではない。

(2) すべての非連結の組成された企業を識別することは、実務上不可能である。

(3) 非連結の組成された企業への関与に係る開示（IFRS 第 12 号第 24 項から第 31 項）について、すべての非連結の組成された企業への関与を開示対象とするより、関与の度合いやリスクの重要性に応じて関与に関する情報を提供することが有用である。

(4) 非連結の組成された企業への関与は、他の IFRS 基準書に従い連結貸借対照表上に認識されている場合がある。また、偶発負債の開示要求や IFRS 第 7 号「金融商品：開示」による金融商品から生じるリスクに関する開示との重複部分も見られ、コストを増加させていると考える。

(5) 非連結の組成された企業への関与におけるスポンサーとなっている場合の開示（IFRS 第 12 号第 27 項）について、見直しを要望する。非連結の組成された企業への依存の感触を提供する本開示の目的（IFRS 第 12 号 BC90 項）が、組成された企業からの収益、及び組成された企業へ移転した資産に関する情報の開示を行うことによって達成されるか疑問である。

## (その他の開示)

35. ある利用者から、連結の範囲は重要な判断を伴うため、連結していない子会社がある場合、連結に関する重要性の閾値の開示を要望するコメントが聞かれている。
36. また、監査人から、どの程度開示すべきかは IFRS 第 12 号の開示目的に照らして判断されることになるが、その開示目的は積極的な開示を促すほどには十分に明確ではない。IASB が現在取り組んでいる開示に関するプロジェクトに照らして改善が必要であるとするコメントが聞かれている。

## その他のトピック

### 質問 10 その他のトピック

この情報要請で取り扱っていないトピック（IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号と他の IFRS 基準の相互関連から生じるものを含む）の中で、この適用後レビューに関連性があると回答者が考えるものはあるか。その場合、そのトピック及びそれを適用後レビューで扱うべきである考える理由を説明されたい。

## (持分法会計)

37. 持分法会計については今回の情報要請の対象に含まれていない。しかし、投資先が IFRS 第 11 号に従って共同支配企業に分類された場合には持分法が適用されることから、我々のアウトリーチにおいて、持分法会計についての見解も入手した。

### 持分法会計の論点—減損会計

38. 多くの作成者から、持分法が適用された投資の減損会計の論点について、次のコメントが聞かれている。
- (1) 持分法投資に認識されたのれんについては、連結子会社に対する投資と同様に、投資先の事業とのシナジーを見込んだものである場合がある。しかし、持分法会計の性質が一行連結であるとはされていないため、持分法投資の減損会計については支配を有している場合ののれんの減損会計と異なる。結果として、減損損失の認識について実務上の論点がある。
- (2) 関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る減損損失の認識について、IAS 第 28 号においては、当該投資を単一の資産として減損テストを実施すると定められているのみであり、当該投資を構成する識別可能資産とのれんの減損テ

ストのステップが明確でない。

- (3) 現行の会計基準が、持分法会計の性質を明確にしないことで、持分法投資の減損に関して根本的な問題が生じている。持分法投資全体の帳簿価額に対する減損処理の後に、投資先が投資先の財務諸表において個別の資産又は資産グループの減損処理を行う場合、減損が二重で計上され得る。
- (4) IAS 第 28 号第 14A 項に基づくと、IFRS 第 9 号による予想信用損失モデルによる損失と、IAS 第 28 号の持分法損失が二重で計上される可能性があることから問題があるため、持分法会計の根本的な見直しを含めて再検討が必要であると考える。
- (5) 共同支配企業又は関連会社に対する投資の際にマイノリティ・ディスカウントが存在する場合に、一行連結としての持分法投資先のインサイドの資産（投資取得時に認識した無形資産を含む）のマイノリティ・ディスカウントを考慮しない測定と、持分法投資全体（アウトサイド）としてのマイノリティ・ディスカウントを考慮した場合の測定にコンフリクトが生じる可能性がある。

#### **持分法会計の論点—その他の論点**

- 39. ある作成者から、持分法が適用される投資について、当初年度はキャッシュを失い、将来的にキャッシュを生むという計画を前提に現在価値で取得価額を決定した場合で、取得当初、計画通りに損失が生じる場合、持分法会計の性質を投資の測定技法と考える場合には、損失を認識することは違和感が強いという意見が聞かれている。

#### **持分法会計に関して聞かれたコメントについて**

- 40. 現在の持分法会計について、利用者や一部の作成者は、持分法会計の適用範囲に関する懸念を有している。また、一部の利用者と作成者から、持分法会計による情報に加えて、受取配当金に関する情報により投資の評価を補完しているという意見が聞かれている。また、ある作成者からは、価値の増価を期待して保有する投資（金融投資）に持分法会計を適用することは有用な情報を提供しないという意見が聞かれている。
- 41. しかし、ほとんどの作成者は、連結の延長線上の投資としての性質が強い投資については、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と関与からの成果の獲得を目的として保有する投資であることから、そのような投資について持分法会計を適用することは有用な情報を提供し、また、投資先の業績を反映すると述べている。

42. 多くの利害関係者は、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技法かという概念的な基礎を提供していないために、解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があると我々は認識している。これは、持分法投資における減損会計及びその他の論点について作成者から聞かれた意見と一致している。また、他の作成者が、一行連結か測定技法のいずれか一方に整理することによって現在の論点のすべてが解決するわけではないと述べている。
43. このような概念的な議論を IASB が行わないまま、個別の対応を行うことに対しては、我が国の関係者から懸念が聞かれている。その例の一つとして、IASB が公開草案「全般的な表示及び開示」において「不可分の関連会社及び共同支配企業」と「不可分でない関連会社及び共同支配企業」に関連する損益を区分して表示することを提案したことが挙げられる。
44. 我々は、IASB が持分法会計の主な定めを維持すべきであると考え。同時に、我々は、我が国の関係者によって識別された減損会計のような実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに取り組むべきと考える。なお、個々の論点に個別に対処する場合、効率が悪いだけでなく、意図しない結果を招く可能性があると考え。

以 上